

## 入会規定運用マニュアル

### 1. 目的

本会へ入会するための条件や手続等の詳細について入会規定を補足または解説する。

### 2. 海外企業の入会

#### (1) 入会できる国、地域

海外企業会員のS I A Aマーク表示を保護するため、本会に入会できる海外企業は別表1に示すS I A Aマーク外国商標の登録又は出願を終えている国、地域において抗菌剤、防カビ剤、抗菌加工製品又は防カビ加工製品を販売している企業とする。但し、それ以外の国、地域の企業であっても、理事会が認めた場合は入会を認めることができる。

#### (2) 既存会員の推薦状

海外企業が入会するに際しては既存会員の推薦状を必要とする。但し、適当な既存会員が見つからない場合には、入会申請企業の実態を示す資料を提出しこれにより理事会が認めた場合は推薦状がなくても入会できる。

### 3. 乳幼児製品の除外

生後24カ月未満の乳幼児を対象にした抗菌加工製品は、S I A Aマーク対象製品から除外する。

制定：平成21年12月14日

改訂：平成29年3月23日

#### 別表1

|                                 |                        |
|---------------------------------|------------------------|
| S I A Aマークの外国商標を登録または出願している国、地域 | 米国、EU、中国、韓国、台湾、ベトナム、香港 |
|---------------------------------|------------------------|